



高松市告示第495号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）第51条第1項の規定により、次の指定医療機関からその指定を辞退する旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第3号の規定により告示します。

令和8年9月4日

高松市長 大西 秀人

名 称	医療機関番号	辞退年月日
陽子レディースクリニック	0120910	令和8年5月10日
医療法人社団 こう歯科医院	0134453	令和8年5月22日
にしくぼ歯科医院	0135526	令和8年7月31日